

2011年6月26日施行

1. 投稿者は、共同研究者を含め、会員資格を得ており、当該年度の会費を納入していなければならない。なお、筆頭者は中国四国ブロック会員に限る。
2. 論文・実践報告・資料解題・調査報告は、原則として会員による自由投稿とする。なお、中国四国地域ブロック運営委員会（以下、「運営委員会」）が投稿を依頼することもある。
3. 投稿する原稿は、未発表のものに限る。日本社会福祉学会研究倫理指針「F 二重投稿・多重投稿」を参照し、同じデータ・事例・資料等に投稿者及びそのグループが執筆した別の論文・報告書等（共同執筆も含む）があれば、投稿時に添付すること。なお、添付する資料には、既発表論文・報告書等のみならず、現在査読中であるものも含む。
4. 投稿原稿は、1編ごとに独立、完結したものと扱い、審査過程に挙げる。したがって、表題に「上・下」「1報・2報」「I・II」等をつけない。
5. 投稿の締切りは、別途定める。
6. 印刷した原稿およびフロッピーディスク・CD等提出媒体およびチェックリスト（日本社会福祉学会機関誌『社会福祉学』と同様の様式）を、編集委員会宛に送付する。
7. 投稿論文掲載の可否は、「日本社会福祉学会機関誌『社会福祉学』投稿受領から掲載までのフローチャート」に準ずる審査により機関誌編集委員会（以下「委員会」）が決定する。
8. 投稿された原稿およびフロッピーディスク・CD等提出媒体は返却せず、2年間保存のうえ、廃棄する。
9. 投稿論文の審査結果に不服がある場合には、文書にて委員会に申し立てることができる。
10. 本要領の変更は、委員会で検討し、運営委員会の議決を経なければならない。

附則 1.この規程は、2011年7月10日より施行する。